

令和4年度第1回木更津市青少年問題協議会資料

○木更津市青少年問題協議会設置条例

昭和39年 3 月30日 条例第19号

改正

昭和46年 3 月31日 条例第14号

平成 9 年 3 月26日 条例第11号

平成12年12月20日 条例第42号

木更津市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第 1 条の規定に基づき、木更津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。
- (2) 前項の施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員30人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 協議会に、委員の互選により副会長 2 人を置く。
- 4 委員は、次に掲げる範囲から市長が任命する。

市議会議員

市教育委員会委員

市社会教育委員会議委員

市内小中高等学校長

民生・児童委員

保護司

市長の補助機関の職員

その他の関係機関の構成員及び団体の構成員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市長の定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月31日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日条例第11号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月20日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

地方青少年問題協議会法

発令　　：昭和28年7月25日法律第83号

最終改正：平成25年6月14日号外法律第44号

改正内容：平成25年6月14日号外法律第44号[平成26年4月1日]

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

木更津市青少年問題協議会開催状況

○ 令和3年度

第1回 6月30日

委嘱状交付式

令和3年度青少年事業計画について（生涯学習課・まなび支援センター・子育て支援課・こども保育課）

各団体・機関より ～ 各団体・機関の概要及び青少年健全育成に係る取組（コロナ禍における新たな取組）や課題について

○ 令和2年度

第1回 12月11日

副会長互選

令和2年度青少年に係る事業等の実施状況について（生涯学習課・まなび支援センター・子育て支援課・こども保育課）

各団体・機関より ～ 各団体・機関の概要及び青少年健全育成に係る取組みや課題について

○ 令和元年度

第1回 6月3日

委嘱状交付式、副会長互選

令和元年度青少年事業計画について（生涯学習課・まなび支援センター・子育て支援課・こども保育課）

各団体・機関より ～ 各団体・機関の概要及び青少年健全育成に係る取組や課題について

第2回 12月10日

委嘱状交付式

「青少年を取り巻く現状と課題」について

児童虐待防止への周知と支援（君津児童相談所上席児童福祉士 須鹿 美鈴氏）

木更津市の児童虐待防止の現状（健康こども部子育て支援課長 吉田 修三氏）

令和4年度青少年事業計画

(教育部生涯学習課)

【令和4年度重点目標・施策】

～ 子育て支援の充実 ～

女性の社会進出や就労形態による子育てニーズの変化に伴い、子どもたちの安心・安全な居場所づくりの整備に取り組みます。

1 子どもの居場所づくり

(1) 放課後等の子どもの居場所づくり

- ① 全ての子ども達が安心・安全に過ごせる居場所づくり（活動拠点）のために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室※1の事業についての促進を目指すため、両事業の積極的な連携を検討します。（生涯学習課）

～ 青少年の健全育成 ～

青少年の成長と自立を実現するために、家庭、地域、学校・行政をはじめとした、多様な人間関係のなかで青少年を育み、支える環境づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。あわせて青少年育成に係る団体・関係機関等の一層の連携と担い手育成に取り組みます。

2 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上

(1) 青少年育成支援施策の総合的な推進

- ① 青少年の指導育成、保護、矯正に関する総合的施策や自立支援方策等について必要な事項を調査・審議するとともに、関係機関との連絡調整を図るため、青少年問題協議会を開催します。（生涯学習課）

(2) 地域の教育力の向上

- ① 家庭、地域、学校・行政が連携して地域の教育力の向上を図るため、子どもたちの居場所づくりを進める「生き生き子ども地域活動促進事業※2」等の取り組みを進めるほか、これらの活動を支援する地域の担い手の育成に努めます。(生涯学習課)

(3) 地域の青少年健全育成活動の支援

- ① 青少年の健全育成を推進するため、県と連携し青少年相談員を委嘱し、制度の活性化と活動の充実を図ります。(生涯学習課)
- ② 地域での青少年健全育成活動を推進するため、子ども会育成連絡協議会、青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援します。(生涯学習課)

3 青少年育成事業の推進

(1) 青少年育成事業の実施

- ① 青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業※3や野外体験促進事業、成人式事業※4など、青少年育成に関する各種事業を地域の参画による世代間の交流を通じて実施します。(生涯学習課)

(2) 少年自然の家キャンプ場の利用促進※5

- ① 少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、積極的な広報や老朽化した施設の計画的な整備に努め、利用促進を図ります。(生涯学習課)

(3) ボランティアの活用と活性化

- ① 青少年のさまざまな活動を支援するため、アフタースクールボランティアなど各種ボランティア※6を活用するとともに、各ボランティアの活性化を図ります。(生涯学習課)

注釈※1～6についてP. 7～P. 13に掲載しています。

※1 放課後子供教室推進事業（県補助事業）

(1) 放課後子ども教室推進事業とは

心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、放課後や週末等に小学校の空き教室や校庭等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所を設ける事業です。地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援しています。

（事業推進の経緯）

- ・「放課後子どもプラン」（平成19年度～）に基づく総合的な放課後対策事業として始まる。
- ・平成27年度から「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日策定）が前プランを引き継ぎ、一体型の放課後子供教室と放課後児童クラブの実施や、学校施設を活用した実施（余裕教室の徹底活用、学校施設の一時的な利用等）を促進。
- ・令和元年度から「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）がスタートし、学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携することにより、情報共有を図るなど、安全・安心な放課後の居場所づくりが求められています。

(2) 実施体制

放課後子ども教室は、市が「木更津市放課後子ども教室運営委員会」に事業を委託し、小学校区を単位として構成される各地区組織（運営委員会）ごとに、地域の実情に合わせて実施されています。木更津市放課後子ども教室運営委員会は、放課後子ども教室の事業計画の策定や運営方法等を検討し、事業を効果的に推進しています。

(3) 放課後子ども教室の設置状況と活動内容等

木更津市では、以下の小学校学区・地区がそれぞれ運営委員会を組織し、地域の実情に応じた運営・活動を行っています。

○ 木更津市の放課後子ども教室及び活動内容等（令和4年度計画） 令和4年6月1日時点

| 教室名 | 実施学区・活動場所 | 活動日・時間 | 実施内容（予定） |
|-------------------|--------------------------------------|--|---|
| 東清小放課後子ども教室 | 東清小学校 (図書室・体育館・運動場) | 毎週月曜日 14:30～16:30 (年20日予定) | 活動休止中 自由活動（ボール遊び、バドミントン、卓球、鬼ごっこ、など） |
| 岩根小学校放課後子ども教室もくもく | 岩根小学校 (空き教室・運動場) | 毎週月曜日 14:35～15:35 (年23日予定) | 活動休止中 後期から実施予定 自由活動（イラスト、折り紙、竹馬、グラウンドゴルフ、けん玉など） |
| ひばりチャレンジ広場 | 八幡台小学校 (空き教室・図書室・工作室・音楽室・体育館・運動場) | 毎週木曜日 15:00～16:00 長期休業期間2日 9:00～11:00 (年20日予定) | 活動休止中 前期中または後期から実施予定 自由活動（ボール遊び、縄跳びなど） 各種体験活動（絵手紙、工作など） 通常体験（箸の使い方など） |

| 教室名 | 実施学区 | 活動日・時間 | 実施内容（予定） |
|-------------------------|------------------------------|--|--|
| ハックルベリー | 波岡小学校 (大久保公園) | 毎週木曜日 15:00～17:00 (年 40 日予定) | 活動中 自由活動（竹馬、独楽回し、ベーゴマ、お手玉、けん玉、ゴム段、パチンコ、大縄跳び、ダブルダッチ、竹遊具、木登り、水遊び、自由木工作、昔遊び、ベッコウ飴作りなど） |
| 清見台小あそびっ子くらぶ | 清見台小学校 (体育館) | 曜日未定 14:45～15:45 (年 16 日予定) | 活動休止中 後期から実施予定 自由活動（縄跳び、フラフープ、けん玉、工作） 宿題、工作、生活指導など |
| 中郷小梨っ子クラブ | 中郷小学校 (空き教室・体育館・校庭) | 月・木曜日 14:00～16:00 (年 10 日予定) | 活動休止中 後期から実施予定 自由活動（遊具遊び、縄跳び、ボードゲーム） 工作教室、ボードゲーム |
| 木一小あそぼん ※令和4年度より新規開設 | 木更津第一小学校 (運動場、プレイルーム、体育館) | 不定期 14:30～16:30 長期休業期間2日 9:00～11:00 (年 20 日予定) | 活動中 自由活動（ボール遊び、縄跳び、ボードゲーム） 工作教室、ボードゲームなど |

○ 放課後子ども教室への参加状況（令和3年度）※令和3年度はハックルベリーのみ活動

| 教室名 | 教育活動推進員数 | 教育活動サポーター数 | ボランティア参加者数 | 登録児童数 |
|-------------------|----------|------------|------------|-------|
| 東清小放課後子ども教室 | | | | |
| 岩根小学校放課後子ども教室もくもく | | | | |
| ひばりチャレンジ広場 | | | | |
| ハックルベリー | | 4人 | 4人 | 191人 |
| 清見台小あそびっ子くらぶ | | | | |
| 中郷小梨っ子クラブ | | | | |
| 合計 | | 4人 | 4人 | 191人 |

(4) 千葉県における取組状況（令和3年5月1日月時点）

県内 37 市町 297 教室で実施されています。

(5) 今後の方向性

- ア 放課後子ども教室未設置校に働きかけ、新規設置を促進します。既存教室については、運営体制やプログラムの充実等を促進します。
- イ 放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブとの一体的または連携による実施に向けて取り組むこととし、両事業の連携方策や共通プログラムの内容、小学校の余裕教室等の活用、責任体制等について、関係課と協議・検討を進めます。
- ウ コーディネーターや教育活動サポーターなどのスタッフ確保が課題となっていることから、地域や学校との連携をより深めるとともに、関係課等との連携により事業の推進を図ります。

※2 生き生き子ども地域活動促進事業

(1) 目的

子どもたちが、心豊かで的確な判断を持ち、生きる力を備えたくましい人間として成長していくためには、学校はもちろんのこと、家庭や地域社会の中でさまざまな体験をすることが重要です。そこで、子どもたちの体験活動機会を意図的に作りだすとともに、自主的に体験活動を促進する地域環境の整備を図るために、本事業を実施するものです。

(2) 事業概要

ア 実施方法

木更津市内12中学校区にある各地区住民会議に対する委託事業として実施し、地域の実情に即して事業を展開します。

実施にあたっては、児童・生徒が可能な限り企画段階から関わるができるよう留意するとともに、一人でも多く参加できるよう、小中学校と地域住民、関係団体や公民館等の社会教育機関が、密接に連携した取り組みを図ります。

イ 事業の内容

各地域において、次の例示を参考に、ボランティア活動・地域交流活動・野外体験活動の3分野の中から、地域の特性を生かし、創意工夫して実施できる分野を選択し実施します。

(ア) ボランティア活動

福祉ボランティア活動、環境ボランティア活動など、地域の実情に合わせて実施します。(地区共同美化運動、通学路清掃、公共施設清掃、花いっぱい運動、高齢者やハンディキャップを持つ人の介護 など)

(イ) 地域交流活動

地域の各種活動への積極的な参加や、地域の人材を活用した事業を実施し、児童・生徒の地域意識の醸成を図ります。(地区のイベント(文化祭、運動会、町内会行事、各団体や公民館が主催する社会教育事業など)への参加、むかしあそび、スポーツ・レクリエーション教室 など)

(ウ) 野外体験活動

自然の中で、子どもたちが試行錯誤しながら課題を解決する能力を養うとともに、環境保護意識の醸成を図ります。(地域交流キャンプ、野山歩きのつどい など)

(3) その他

ア 青少年育成木更津市民会議

(ア) 設置目的

青少年問題の持つ重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、行政施策と呼応し、次代を担う青少年の健全な育成を図ること。

(イ) 組織

各中学校区を軸に組織された市内青少年育成住民会議(各地区住民会議)で構成されています。

【各地区住民会議】

- ・ 木更津第一中学校区住民会議
- ・ 木更津市立木更津第二中学校区青少年健全育成住民会議
- ・ 三中学区青少年育成会議
- ・ 青少年育成岩根東地区住民会議
- ・ 鎌足地区青少年育成住民会議
- ・ 金田地区青少年育成会議
- ・ 富来田地区青少年健全育成会議
- ・ 青少年育成太田中学区住民会議
- ・ 畑沢中学校区青少年健全育成連絡会議
- ・ 青少年育成岩根西地区住民会議
- ・ 波岡中学区青少年育成連絡会議
- ・ 東清川・中郷地区青少年育成住民会議

※3 生き生き体験キャンプ事業

例年、市内在住の小学校6年生及び中学生を対象に「いきいきサマーキャンプ」と題して3泊4日のキャンプを開催し、自然体験活動・野外炊さんなどを行っていましたが、事業の見直し及び現在の感染症状況を鑑み、日帰りでの事業を秋に開催予定です。現在内容等を計画中です。

※4 成人式事業(令和5年木更津市^{はたも}二十歳を祝う会)

(1) 趣旨

平成30年6月、民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)により、令和4年4月1日から民法(明治29年法律第89号)の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

成人式については、その時期や在り方等について法律上の定めはなく、各地方公共団体の判断で実施されていることから、本市においても令和2年度に実施時期及び対象年齢を検討した結果、従来どおりの20歳を対象年齢とし実施することを決定いたしました。

20歳の若者を対象に、おとなになったことの自覚を持ち、明日の木更津市を支える原動力として未来にはばたくことを願い、自ら前向きに生き抜こうとする青年の姿を祝い励まし、将来の幸福を祈念する式とします。

また、おとなとしての自覚を持ち、「自らが作る二十歳を祝う会」という意識を高めるため、実行委員会を組織し、式典内容の企画や二十歳を祝う会の運営を行うものとします。

(2) 主 催

木更津市・木更津市教育委員会

(3) 期 日

令和5年1月8日（日）（「成人の日」の前日の日曜日）

(4) 会 場

かずさアカデミアホール

（木更津市かずさ鎌足2-3-9）

(5) 実施時間

ア 第1組

① 開 場 9時10分

② 式 典 10時00分～10時30分（アトラクション含む）

イ 第2組

① 開 場 11時40分

② 式 典 12時20分～12時50分（アトラクション含む）

ウ 第3組

① 開 場 14時00分

② 式 典 14時40分～15時10分（アトラクション含む）

※ 新型コロナウイルス感染症の収束状況によりプログラム等変更を検討。

(6) 対 象

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

【参考】令和4年2月1日現在の対象者数（住民基本台帳）※ 外国人を含む

男：690人 女：645人 計：1,335人

(7) 各組の対象区域割り

① 原則、出身中学校により区分する。（私立中学校も含む。）

② 他市から転入された方は、居住地の中学校区域の組に参加いただく。

③ 市外に転出された方が参加する場合は、コロナ対策による3密防止のため、出身中学校区域の組に参加いただくよう案内する。

○令和5年木更津市二十歳を祝う会 組分け

| 組 | 時間 | 対象 |
|-----|-------------------------------|--|
| 第1組 | 午前10時～10時30分 (午前9時10分開場) | 木更津第一・木更津第三・岩根・岩根西・清川 中学校区域および旧中郷中学校卒業生 |
| 第2組 | 午後0時20分～0時50分 (午前11時40分開場) | 金田・畑沢・波岡中学校区域および 暁星国際中学校・志学館中等部卒業生 |
| 第3組 | 午後2時40分～3時10分 (午後2時開場) | 木更津第二・鎌足・富来田・太田中学校区域 |

(8) その他

- ア 対象者あてに個人通知はせず、広報等により周知する。
- イ 各中学校の卒業生の中から実行委員を選出し、式典の進行やアトラクションの企画運営を行う。

※5 キャンプ場利用促進事業

(1) 事業の目的

- ア 木更津市立少年自然の家キャンプ場の開設及び管理運営
キャンプ活動など青少年健全育成に資するほか、市民相互の交流の場、憩いの場として提供することにより、市民のレクリエーション活動を支援することを目的とする。
- イ キャンプ場利用促進事業の実施
豊かな自然を有する木更津市立少年自然の家キャンプ場において青少年が生き生きとした野外活動や集団生活を体験し、規律・協働・友愛・奉仕の精神の習得をするとともに豊かな人間性を育むことを目的とする。

(2) 事業の実施計画

- ア 木更津市立少年自然の家キャンプ場の開設及び管理運営
 - (ア) 令和4年度キャンプ場開場期間
 - ・ 春季開設期間
4月29日～30日、5月1日、5月3日～5月5日、5月7日～5月8日
 - ・ 夏季開設期間
7月2日～7月10日の土・日曜日
7月16日～8月11日、8月17日～8月31日
9月1日～10月1日の土・日曜日、祝日

(イ) 指定管理者

一般社団法人城山会

イ キャンプ場利用促進事業

新規事業として、10月にキャンプ場まつりを開催します。現在内容等を計画中です。

※6 アフタースクールボランティア講座

(1) 事業の目的

「子どもたちの体験・交流活動や地域活動を充実すること」が注目され、子どもが豊かに育つ地域環境を醸成していくことが課題となっている中で、子どもたちに体験活動を通して「豊かな経験」を提供しているのがアフタースクールボランティアの会です。体験活動を学びに変えることができる人材を確保するとともに、育成をしていくことが、木更津市の子どもたちに「豊かな経験」を伝えていくためにも非常に重要であることから、本講座を通じて、地域でのボランティア活動に興味のある人や子どもと一緒に活動したり遊んだりすることの好きな人を広く募り、アウトドア活動等を通して楽しみながら、子どもたちの「確かな成長」を支える人材を養成することが目的です。

(2) 事業の実施計画 実施日・内容については検討中です。

ア アフタースクールボランティア人材発掘事業

イ アフタースクールボランティア養成講座

ユースボランティア登録制度

(1) 事業の目的

ユースエイジ（高校生・大学生等）の方が、休日等における子どもたち（小・中学生等）の遊び、体験活動をサポートすること、また、自らが小中学生のお兄さん・お姉さんとして活動し、青少年の奉仕活動、体験活動の場とすることを目的とする。

(2) 事業の実施計画

ア 高等学校等への募集依頼・

(ア) 市内及び近隣の各高等学校・大学にユースボランティアの周知と募集ポスターの掲示を依頼予定。

イ 生涯学習課主催事業や公民館事業におけるボランティア活動等

ウ ユースボランティア登録者

(ア) 登録者総数

17名（令和4年6月1日現在）

令和 4 年度

木更津市まなび支援センター運営方針及び活動の重点

(青少年健全育成関係)

運営方針

家庭、地域、学校、警察、内房地区少年センター、南房総教育事務所生徒指導班、児童相談所等の関係諸機関との連携を密にし、青少年の非行防止と健全育成を図ります。

- 1 問題や悩みを抱える青少年やその保護者・家庭を支援するため、相談活動を行います。
- 2 青少年への「愛の一声運動」を展開し、地域への啓発活動を行うとともに、街頭指導を実施します。また、青少年補導員連絡協議会をはじめとする関係諸機関や諸団体とともに、地区街頭指導、特別指導を実施するとともに、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を行います。
- 3 ICTを活用しながら豊かに生きる力をつけるため、情報活用能力の育成や情報モラルの啓発等を行うとともに、関係諸機関と連携し、青少年を取り巻くインターネット上の諸問題を未然に防ぐ取組を進めます。
- 4 青少年指導関係運営協議会を開催し、関係諸機関・諸団体・有識者との連携を図ります。
- 5 広報紙等の発行を通して、青少年健全育成の啓発を進めます。また、関係諸機関・諸団体と連携して、各種青少年健全育成に関わるキャンペーンを展開します。

活動の重点

1 相談活動

- (1) 来所相談、電話相談、メール相談等の充実に努めます。
- (2) 相談活動に関係する諸機関との連携を密に、効果的な支援に努めます。

2 「愛の一声運動」・街頭指導

- (1) 青色灯装着車による街頭指導を週 1 回以上実施します。
- (2) 地区街頭指導及び特別指導の充実に努めます。
 - ・ 青少年補導員研修を充実し、地区街頭指導の充実に努めます。

- ・関係諸機関・諸団体と連携し、ＪＲ乗車マナー指導（年２回）及び各種行事等の際の特別指導を実施します。
- ・県下一斉補導に参加します。

（３）学校との連絡を密にし、非行の未然防止に努めます。

（４）違法掲出物類、危険箇所、たまり場の発見及びその対応に努めます。

３ 安心で安全にインターネット環境を利用するため

（１）各小中学校や生涯学習諸団体等と連携し、ＩＣＴを安全に活用するため、インターネットリテラシーの向上を目指した授業、講演会、啓発活動等を実施します。

（２）千葉県県民生活・文化課と連携してネット・パトロールを実施するとともに、関係機関と連携し、適切な指導・支援を行います。

４ 機関・団体との連携

（１）青少年指導関係運営協議会を通して、学校、警察、児童相談所、家庭裁判所等の諸機関・諸団体及び有識者との協力体制の推進強化を図り、安心・安全なまちづくりに寄与します。

５ 啓発活動

（１）青少年健全育成のための広報紙等を定期的に発行します。

（２）薬物乱用、未成年による飲酒・喫煙、危険ドラッグ等の防止・撲滅に関する各種キャンペーンに参加します。

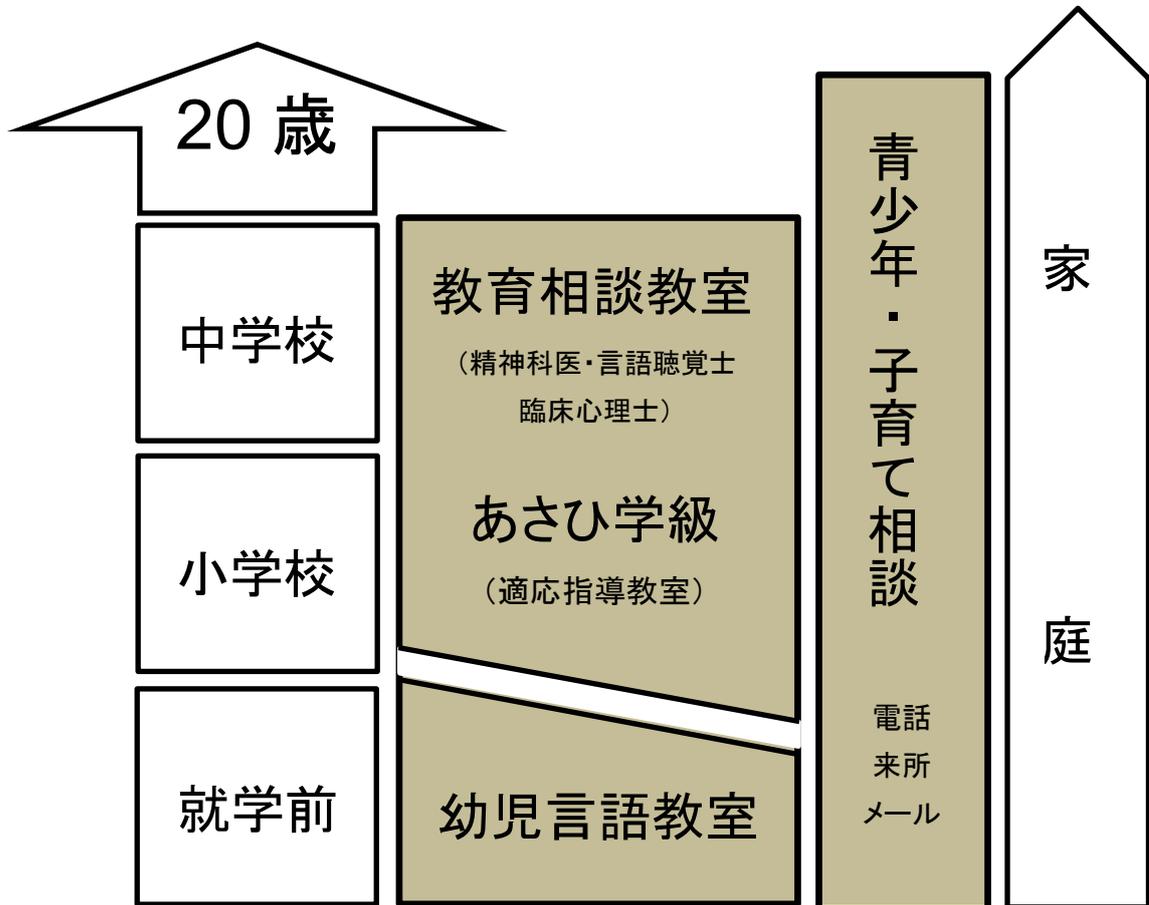
（３）資料の収集と活用を図ります。

（４）相談指導技術の向上に努めます。

（５）１年間の事業・相談・指導の事例等をまとめ、今後の相談・指導に生かします。



まなび支援センターの相談業務を核にした
 幼児期から青年期までの一貫した子育て支援



外部機関との連携

- 千葉県子どもと親のサポートセンター
- 千葉県発達障害者支援センター
- 千葉県総合教育センター特別支援教育部
- 学校教育課（特別支援関連）
- 保健相談センター（幼児）
- 健康こども部子育て支援課
- 中核地域生活支援センター君津ふくしネット
- 木更津警察署生活安全課
- 内房地区少年センター
- 南房総教育事務所（巡回指導）
- ゆうわ心の相談室
- ちば南部地域若者サポートステーション
- 子育て世代包括支援センター「きさらづネウボラ」
- 君津児童相談所
- 地域子育て支援センター「ゆりかもめ」（幼児）
- きみつ愛児園
- 君津地区自閉症協会
- 君津特別支援学校
- NPO 法人子ども館ゆめのたまご
- 君津中央病院
- のぞみサポートセンター
- YMCA 千葉センター
- その他

令和 3 年度 子育て支援課 主要事業実績

【1】 子育て世帯包括支援

母子保健事業

| 事業 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | |
|----------------|--|---------------------------------|---|---------------------------------|--|
| | 対象者数 (人) | 実施者数 (人) | 対象者数 (人) | 実施者数 (人) | 特 記 |
| 母子健康手帳 交付 | 妊娠届出数 995 (双胎 8 品 胎 2) | 1,032 | 妊娠届出数 1,026 (双胎 9) | 1,059 | 通常交付:1,035 人 再交付:24 人 (支援プラン B 307 人) |
| 妊婦・乳児 健康診査 | 妊娠届出数 995 転入妊婦 75 転入乳児 109 | 妊婦 延 12,161 乳児 延 1,460 | 妊娠届出数 1,026 転入妊婦 70 転入乳児 109 | 妊婦 延 11,895 乳児 延 1,492 | 妊婦健診:14 回/人 乳児健診 5~8 か月:1 回/人 9~11 か月:1 回/人 |
| 新生児聴覚検査 | — | 760 | 生後 50 日 までの児 | 885 | 検査費用の一部助成 |
| 新生児・ 産婦訪問指導 | 産婦 1,033 新生児 990 未熟児 90 | 1,919 | 産婦 991 新生児 904 未熟児 88 | 1,933 | 産婦:949 人 新生児:893 人 未熟児:91 人 |

| 事業 | 対象者 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 特 記 |
|--------|--|---------------|-------------|---------------|-------------|---|
| | | 実施者数 (延人数) | 実施回数 (回) | 実施者数 (延人数) | 実施回数 (回) | |
| プレママ講座 | 初妊婦のうちの 希望者 | 77 | 25 | 122 | 34 | 対面式プレママ 71 人/18 回 オンラインプレママ 25 人/12 回 個別プレママ 26 人/4 回 |
| ママ広場 | 経産婦のうちの 希望者 | 8 | 2 | 10 | 5 | オンラインママ広場のみ 実施 |
| 産後ケア事業 | 生後 4 か月まで の乳児と産婦 ※家族等の支援 得られない人 | 12 | — | 16 | | 日帰り型:実 0 件延 0 件 宿泊型:実 15 件延 15 件 居宅訪問型:実 1 件延 1 件 |
| 赤ちゃん広場 | 生後 3 か月頃ま での希望者 | 251 | 31 | 221 | 38 | |

(発達相談事業)

| 事業 | 対象者 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 特記 |
|--------------------------------------|--|---------------|--------------------------|---------------|--------------------------|--|
| | | 実施者数 (延人数) | 実施回数 (回) | 実施者数 (延人数) | 実施回数 (回) | |
| こども相談 | 発達が気になる 幼児及び相談を 希望する保護者 | 303 | — | 301 | — | 子どもの発達や育児の相談に 発達相談員が個別の相談を実施し、子どもの発達にあった 場所へつなげていく |
| 親子教室 (ひよこ教室・ あひる教室・ くじゃく教室) | 発達が気になる 幼児及び子ども との関わり方を 学びたい保護者 | 343組 | 81 | 499組 | 99 | ○ひよこ教室 (1歳6か月~2歳6か月までの親子) 回数：39回 延206組 ○あひる教室 (2歳6か月以上の親子) 回数24回 延170組 ○くじゃく教室 (あひる教室事後) 回数：36回 延123組 |
| 保育園 幼稚園 巡回相談 | 巡回相談を希望 した園 | 390 | 実施園 37園 回数 111回 | 5 8 7 | 実施園 37園 回数 142回 | 保育園・幼稚園に対して巡回 相談を実施 |
| 巡回相談以 外で保育園・幼稚園 を訪問した ケース | — | 39 | — | 28 | — | こども相談等からつながり、園に訪問を実施 |

【2】 こども家庭相談

相談実績

| | 児童家庭相談件数 | 内訳 | |
|--------|----------|--------|-----------|
| | | 児童虐待相談 | 児童虐待以外の相談 |
| 平成29年度 | 512 | 274 | 238 |
| 平成30年度 | 471 | 310 | 161 |
| 令和元年度 | 455 | 312 | 143 |
| 令和2年度 | 527 | 410 | 117 |
| 令和3年度 | 545 | 422 | 123 |

【3】子育て給付

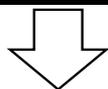
| 名称 | 内容 | 実績 |
|----------|---|---|
| 児童手当 | 中学生以下の児童を養育する方へ支給 3歳未満 15,000円 3歳以上から小学校修了前 10,000円 中学生 10,000円 | 支給者数 延べ 185,797人 総支給額 1,985,435,000円 |
| 児童扶養手当 | 18歳未満の児童を養育するひとり親の生活の安定と自立を支援するための手当 | 受給資格者数 1,074人 (うち対象者 892人) 452,385,960円 |
| 子ども医療費 | 中学校3年生までの子どもが病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内での医療費の助成 通院1回あたり 200円 入院1日あたり 200円 調剤 無料 | 受給券交付者 17,181人 助成額 392,134,413円 |
| ひとり親等医療費 | ひとり親家庭等の福祉向上を図るため、保険診療の範囲内で医療費の一部を助成 通院1回あたり 300円 入院1日あたり 300円 調剤 無料 | 受給券交付者数 1,308人 助成額 45,243,186円 |
| 未熟児養育医療 | 未熟児で生まれた新生児が、適切な入院養育を受けられるように医療費を公費負担する | 29人 公費負担額 6,408,778円 |

新型コロナウイルス感染症関係 子育て給付事業

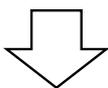
| 名称 | 内容 | 実績 |
|----------------|--|---|
| 子育て世帯生活支援特別給付金 | 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育てしたい生活支援特別給付金を支給 子ども1人あたり 50,000円 | ひとり親世帯 992世帯 1,497人 その他世帯 606世帯 1,041人 総支給額 126,900,000円 |
| 子育て世帯への臨時特別給付金 | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けた子育て世帯を支援する観点から18歳未満 子ども1人あたり 100,000円 | 支給者 20,036人 総支給額 200,360,000円 |

令和4年度の取組み内容

市民が子どもを安心して産み育て、子どもがその子らしく生きる社会をみんなで実現していくまち
生涯を通じた健康づくりをとおしてすべての親と子が笑顔で心豊かに暮らせるまち

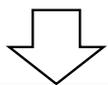


切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
子育てを支援する生活環境の整備



【取組みの目標】

- 妊娠期から子育て期の事業を通じて、よりよい生活習慣の確立と育児力向上のための支援の強化
- 発達相談の質の向上と関係機関との連携の強化



【目標に対する方策】

◎妊婦の健康づくりを推進

○妊娠を契機とし、家族ぐるみで基本的な生活習慣確立に向けた栄養指導の強化をはかるため、栄養士の監修の下、プレママ教室における栄養指導内容の充実をはかる。

◎妊産婦への支援の充実

○産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査事業を開始し、要支援産婦に対して早期支援の強化を行う。

○産前産後の家庭にサポーターを派遣し、家事、育児の支援をすることで、妊産婦の身体的、精神的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えることを目的とした、「産前産後・家事育児サポート事業」を開始する。

◎各種発達相談事業を通じて、関係機関との連携を強化

保護者が悩みや負担を抱え込まず、周囲とつながりながら子どもの成長を見守っていけるよう、療育施設、保育園、幼稚園、小学校等の関係機関との調整をはかる。

◎要保護児童等に対する関係機関と連携した迅速かつ的確な対応

要保護児童対策地域協議会の調整機関を担い、他機関との円滑な連携・協働体制のもと児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努める。

令和4年度 子育て支援課 実施計画

| 事業名 | 事業内容 | 特記 | |
|-------|----------------------------|--|------------|
| 母子保健 | きさらづネウボラ相談窓口 | 妊娠・出産・子育てに関する相談 (面接・電話・メール・オンライン) | |
| | 母子健康手帳交付・妊婦個別保健指導 | 妊娠届出時の保健指導と支援プラン作成、必要に応じて継続支援の実施 | |
| | 妊婦・乳児健康診査 | 妊婦・乳児に受診票を交付し、医療機関等での健康診査を推奨し、健康管理の向上を図る | |
| | 新生児聴覚検査 | 新生児聴覚検査費用の一部助成を行う 聴覚障がい早期発見し、適切な支援へと結びつける | |
| | 産婦健康診査 | 産婦健康診査(2週間、1か月健康診査)費用の一部助成を行うとともに、産後うつ予防や要支援産婦の早期支援を行う | 令和4年4月から開始 |
| | プレママ講座 | 初妊婦を対象とした講座 (沐浴指導、産後の生活、子育て支援サービスの紹介など) | |
| | ママ広場 | 経産婦を対象とした講座 (産後の生活・兄弟への関わり・地域の子育て支援情報の紹介) | |
| | 新生児・妊産婦訪問指導 乳児家庭全戸訪問事業 | 新生児・妊産婦を対象に家庭訪問もしくは電話相談により保健指導・育児支援を行う | |
| | 産後ケア事業 | 産科医療機関等を活用し、産婦の体の回復や乳児のお世話をサポートする | |
| | 赤ちゃん広場 | 生後3か月ごろまでの母子を対象とした集まりの場、必要時育児相談、身体計測を実施 | |
| | 養育医療 | 身体の発育が未熟なまま出生し、入院治療が必要な乳児に対して、療育に必要な医療の給付を行う | |
| 子育て支援 | こども相談 | 子どもの発達や育児の相談に発達相談員が応じ、家庭等における配慮事項や具体的な子育て方法について助言をする(個別相談) | |
| | 親子教室 (ひよこ教室・あひる・くじゃく教室) | 1歳6か月から2歳6か月、2歳6ヶ月以降の児を対象とした教室を開催し、子どもとの関わり方を学ぶとともに子育てを共に考える場を提供する | |
| | 保育園・幼稚園等巡回相談 | 保育園・幼稚園に対して、巡回相談を実施 | |
| | 産前・産後家事育児サポート事業 | 産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減し、安心して出産・子育てができるように、家庭にサポーターを派遣し、家事・育児を支援する事業 | 令和4年8月から開始 |
| | ファミリー・サポート事業 | 地域で子育てを助け合う有償の相互援助活動(社会福祉協議会委託事業) | |
| | 子育て短期支援事業 | 一時的に養育が困難になった場合の一時預かり (1歳から小学校6年生まで) | |
| 家庭相談 | 家庭児童相談 | 子育てに関する悩み(虐待相談、性格の悩み、行動面の悩み等)について相談に応じる | |
| | DV相談 | 配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあつた人からの暴力に対する相談に応じ、必要な情報を提供する | |
| 給付 | 児童手当 | 児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する | |
| | 児童扶養手当 | 離婚によるひとり親世帯等、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手当の給付 | |
| | こども医療費助成 | 中学3年生までの子どもの保健対策の充実・保護者の経済的負担の軽減を図るため、治療を要する子どもの疾病にかかる医療費の助成 | |
| | ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親家庭等の経済的負担と精神的負担の軽減を図り、ひとり親家庭の自立を図るため保険診療範囲内で医療費の一部を助成 | |
| | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 | ひとり親家庭の父母等の経済的自立を支援するとともに、生活意欲を促進し、その不用している児童の福祉を増進することを目的として、就労や児童の就学などで資金が必要になったときに、千葉県貸付制度の相談を受ける | |
| | 遺児福祉基金の運用及び遺児手当 | 企業や個人から寄せられて寄附をもとに、一般遺児(自死遺児、災害遺児及び病死遺児等)に遺児福祉手当を支給することにより、遺児の福祉増進を図ることを目的に基金を設置し、運用。 | |
| | 子育て世帯生活支援特別給付金 | 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育てしたい生活支援特別給付金を支給 子ども1人あたり 50,000円 | 臨時 |

資料 6

木更津市の放課後児童クラブ

1 目的

放課後児童クラブは、社会福祉法の規定により第二種社会福祉事業に位置付けられた放課後児童健全育成事業であり、就労等により昼間保護者がいない家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休業日等に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

2 年度別利用状況

| 年 度 | H 3 0 | R 元 | R 2 | R 3 | R 4 |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 小学生総数 (5/1 時点) | 7, 1 9 6 人 | 7, 1 7 7 人 | 7, 2 3 7 人 | 7, 1 7 8 人 | 7, 1 4 4 人 |
| クラブ利用数 (4/1 時点) | 1, 3 0 8 人 | 1, 3 5 9 人 | 1, 4 5 3 人 | 1, 4 4 2 人 | 1, 5 9 9 人 |
| クラブ数 | 4 1 | 4 4 | 4 8 | 5 1 | 5 1 |

【運営主体別クラブ数】

| | | |
|----------------|--------------|--------------|
| 社会福祉法人 (18クラブ) | 保護者会 (10クラブ) | NPO法人 (8クラブ) |
| 一般社団法人 (4クラブ) | 株式会社 (11クラブ) | 合 計 51クラブ |

3 保 育 料

月額7, 000円から16, 000円 (それぞれのクラブで金額を設定しています。)

4 放課後児童健全育成事業補助金

児童の健全な育成を図るため、市内の放課後児童健全育成事業を実施している事業者に対して、木更津市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、運営費補助金を交付しています。

| 年 度 | H 3 0 | R 元 | R 2 | R 3 | R 4 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 決 算 額 | 210, 196 千円 | 236, 620 千円 | 281, 374 千円 | 260, 941 千円 | 301, 627 千円 |

※R4は当初予算額

5 新規開設放課後児童クラブ (令和4年度)

○ 新規開設予定なし